

医療機関で
処方箋をもらう



1回目の
お薬です



2

2回目の
お薬です



3回目の
お薬です

3



リフィル処方箋

令和4年度診療報酬改定で

「リフィル処方箋」が導入されました。

症状が安定している患者について医師がリフィル処方箋を認めた場合、最大3回、医療機関にかからずに薬局で処方薬を受け取ることができます。

患者にとっては通院負担の軽減や利便性の向上といったメリットがあるうえ、医療費の効率化効果は年間約470億円（医療費ベース）と見込まれています。

同じ処方箋で…
**最大
3回**
薬がもらえる



三菱瓦斯化学健康保険組合

マンガでわかる、

リフィル処方箋

リフィル処方箋を選ぶと、薬剤師との関わりが増えます。円滑なコミュニケーションのためにも、かかりつけ薬局を持つようにしましょう。自宅や職場の最寄りなど、アクセス重視がおすすめです。



処方箋
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担番号	0000000000	保険者番号	0000000000
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	0000・000 (後番)

氏名 健保 太郎
生年月日 55年4月1日 男・女
区分 (被保険者) 被扶養者
交付年月日 令和 4年 7月 1日
変更不可 (この処方箋について「変更不可」欄に「○」を記載すること。)

1) ○
2) △

チェックが入っていると使えます!

リフィル可 (3回)

保険医署名

調剤実施回数 (調剤回数を調剤時に残数を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。))
□1回目調剤日 (令和4年 7月 1日) □2回目調剤日 (年 月 日) □3回目調剤日 (年 月 日)
次調剤予定日 (令和4年 7月 29日) 次調剤予定日 (年 月 日)

調剤年月日 令和 年 月 日 公費負担番号
保険薬局の所在地及び名称 公費負担医療の受給者番号

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用法を記載すること。
2. この用紙は、A判5枚を標準とする。
3. 薬名の略称及び公費負担医療に適用する薬剤の調剤に際しては「処方」欄に調剤する薬剤の調剤日と調剤する薬剤の調剤日とを記載すること。

「リフィル可」欄で 利用可否を確認

リフィル処方箋は、「リフィル可」欄に医師のチェックが入っていないと利用できません。また、上限は3回ですが、医師の判断で2回になる場合もあります。

なお、投薬量に限度が定められている医薬品(新薬、麻薬、向精神薬、湿布薬等)は、リフィル処方箋の対象外です。



相談は薬剤師へ

リフィル処方箋の場合、2回目・3回目は医療機関の受診がありませんので、服用中に気になったことや、症状の変化などは薬剤師へ相談してください。薬剤師は医師と連携していて、必要な場合は医療機関の受診をすすめてくれます。



処方箋は大切に保管!

リフィル処方箋は、同じものを3回使用します。2回目・3回目に薬を受け取る際にも必要になりますので、なくさないようにお薬手帳と一緒に保管しておきましょう。なお、期間が空きますのでカレンダーやスケジュール帳も活用を。



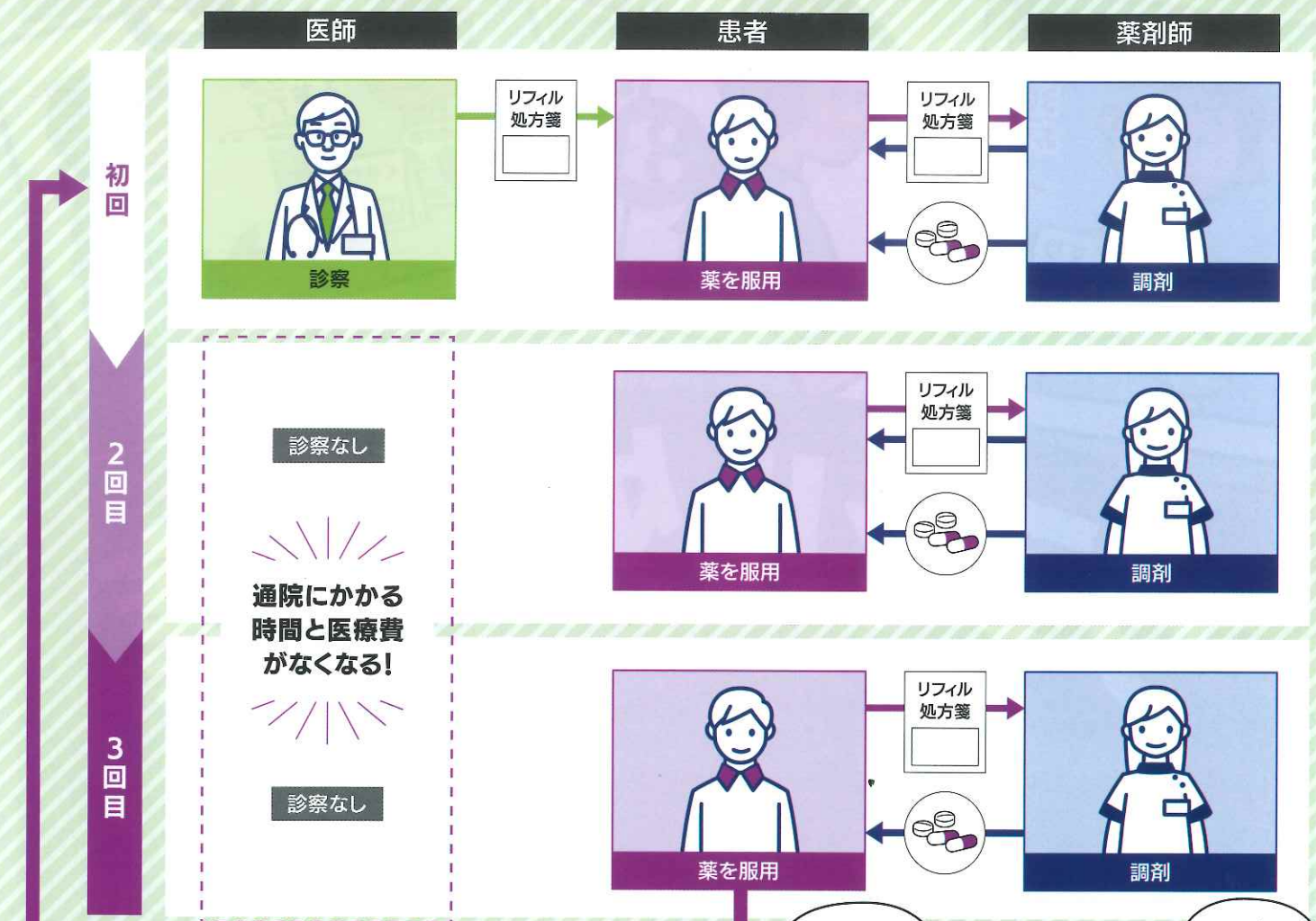
コピー不可・原本のみ

通院負担が減るリフィル処方箋

リフィル処方箋は、最大3回まで繰り返し利用できる処方箋です。つまり、2回分の通院にかかる時間とお金を節約できることになります。



リフィル処方箋なら、2回分の通院負担がゼロに!

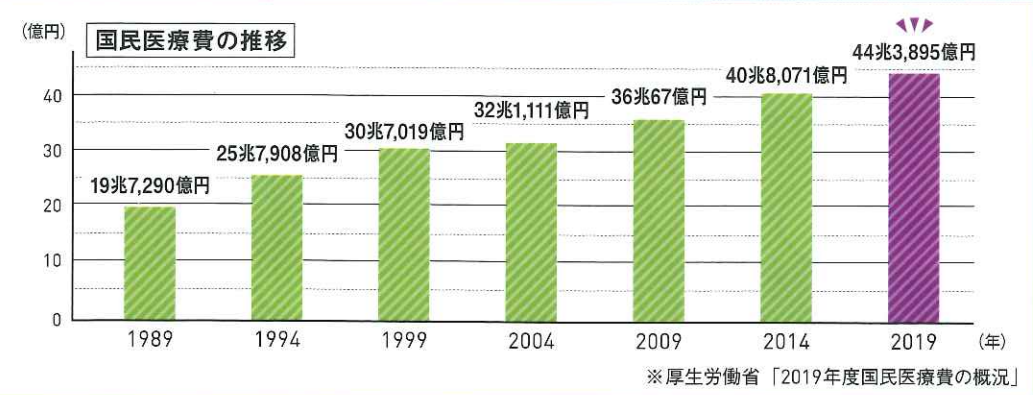


回数を使い切ったら 受診して次の処方箋をもらう



国民医療費が伸び続ける中、良質な医療を効率的に提供するために国が推進!

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針)」において、リフィル処方箋の周知・普及が明記されました。日本の国民医療費は、高齢社会の進行や医療技術の進展によって右肩上がりを続けています。毎年のように過去最高を記録する中、医療の質を落とすことなく医療費を抑制するため、リフィル処方箋の普及が期待されています。



対象は、同じ薬を服用していて症状が安定している患者

リフィル処方箋の対象になるのは、長期にわたって処方内容に変更がなく、症状が安定していると医師が判断した患者*です。健康保険組合連合会の調査によると、このような患者の疾患として、若い世代ではアレルギー性鼻炎(花粉症など)、40歳以上では高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が挙げられます。

薬をもらいに通院している人は、対象になる可能性が高いので医師に相談してみましょう。

*経過をみる必要がある場合は対象になりません。



リフィル処方箋の対象になるか、医師に相談してみましょう。